

「鴨公園運動施設ナイター照明器具更新事業（リース契約）」

仕 様 書

令和8年7月

高石市役所土木部土木管理課

鴨公園運動施設ナイター照明器具更新事業（リース契約）
仕様書

事業名

鴨公園運動施設ナイター照明器具更新事業（リース契約）

ナイター照明器具更新期間

契約締結日から令和9年1月31日まで

事業場所

鴨公園運動施設（高石市西取石6丁目地内）

契約期間

契約締結日～令和19年1月31日（10年契約）

賃貸借期間

令和9年2月1日から令和19年1月31日まで

賃貸借期間終了後の取り扱い

賃貸借期間終了後、本契約により賃貸借した物件のすべてを高石市（以下「発注者」という。）に無償譲渡するものとする。

事業内容

対象施設の照明器具の設置状況を踏まえて自ら行った提案を基に、本事業に係る既設の一般照明のLED照明への改修、保守並びに維持管理等を含め、発注者と合意した内容で賃貸借契約を締結する。

本事業の契約期間内においては、事業目的達成のため整備するLED照明設備等（以下「本設備」という。）を善良なる注意義務をもって、自らの費用負担により、以下の各種サービスを提供するものとする。

- ① 本設備の設置に係る調査、計画、施工、施工管理
- ② 既設照明器具等のLED照明への改修、廃棄物処分
- ③ 本設備の維持管理、保証（無償修繕等）
- ④ 賃貸借期間終了後の発注者への所有権移行
- ⑤ 改修工事完成図書及び測定結果作成
- ⑥ その他、本事業実施に伴い必要となる事項

照明設備等に係る要求水準

(1) 一般事項

- ① 照明器具及び付属品など設置する器具は、新品であること。
- ② 既存設備を1対1で高効率機器の照明器具に置き換え（撤去のみの箇所あり）、エネルギーの節約及び温室効果ガスの削減を図ること。
- ③ 機器の不具合発生時は、迅速に不具合を是正できるよう配慮すること。
- ④ 事業スケジュールに支障がないよう必要な各種許認可、届出等の手続きを実施すること。また、発注者が必要とする場合は、各種許認可等の写しを提出すること。
- ⑤ 提案される照明器具は、国内照明器具メーカーの製品であること。

(2) 照明設備等に関する事項

① 照明に係る分電盤内の機器の更新

分電盤からの電源2次側（照明器具への配線側）の金属製可とう電線管を更新対象とする。

② 既設殺虫器の撤去及び処分

運動施設に設置する投光器は、既設の投光器と同等以上の光漏れ・光害対策を講じた光学性能を有するものとし、以下の条件を満たすこと。また、既存状態の照度を測定し、測定結果を提出すること。

- (ア) 既設の照明柱に取付可能であること。
- (イ) 照明器具は、落下防止ワイヤー付きとすること。
- (ウ) 設計寿命：40,000時間以上（光束維持率85%）
- (エ) 競技者及び利用者が円滑かつ快適に利用できるよう、まぶしさを抑えるようにする。
- (オ) 運動施設の平均照度はJISZ9170：2020スポーツ照明基準によるものとし、軟式野球レクリエーションに相当する照度（内野：300lx/外野200lx）を確保すること。器具の出力は既設と同等の照度、均整度を確保できるものとする。採用メーカーにて照度分布を作成し提出すること。
- (カ) ボールなどの衝撃を配慮し、全面パネルはポリカードネット製とすること。

業務内容

(1) 実施設計業務に関する事項

① 業務範囲

受注者は、本書、事業提案書等に基づき、本施設を整備するため必要な設計を行うこと。

② 業務期間

事業全体のスケジュールに整合させ受注者が計画すること。

③ 留意事項

設計は、以下の点に留意して行うこと。

ア 設計図書

1) 共通

設計書、仕様書、図面リスト、配置図

2) 電気設備設計図書

配管配線図、その他必要な図面等を電子データ及び見開き A1 製本、見開き A3 製本を各 2 部

イ その他発注者が求める資料

(2) 施工管理業務に関する事項

① 業務範囲

受注者は、本書、契約書、設計図書、提案書等に基づき、本施設の照明設備等の設置及び工事管理業務を行う。

② 業務期間

事業全体のスケジュールに整合させ受注者が計画すること。

③ 着工前の業務

ア 各種申請業務

受注者は、本施設の施工業務に必要となる各種許認可、届出等の手続を、事業スケジュールに支障がないよう適切に実施すること。また、発注者が必要する場合は、各種許認可等の写しを提出すること。

イ 準備調査等

- 1) 着工に先立ち、工事に関して発注者が必要に応じて説明等を行う場合は、これに同席すること。
- 2) 本事業の工事が周辺地域の生活環境に与える騒音、振動等の諸影響について、あらかじめ調査検討し、合理的に要求される範囲の対策を施すこと。
- 3) 工事に関する利用者からの苦情等については、受注者の責任において適切に対応し、処理を行うこと。

ウ 着工時の提出書類

受注者は、工事着手前に、工事全体工程表等を作成し、発注者に提出し承諾を得ること。

④ 施工期間中の業務

- ア 受注者は、各種関連法令及び工事の安全等に関する指針等を遵守し、設計図書及び提案書に従って本施設の工事を実施すること。
- イ 受注者は、工事現場に工事記録を常に整備すること。
- ウ 受注者は、設計及び工事の進捗状況等を発注者に定期的に報告するほか、発注者から要請があれば、施工の事前説明及び事後報告を行うこと。
- エ 発注者は、受注者が行う工程会議に立ち会うことができるとともに、いつでも工事現場の施工状況の確認を行うことができるものとし、受注者はこれに協力すること。
- オ 工事を円滑に推進できるように、必要な工事状況の設備及び調整を十分に行うこと。
- カ 工事により発生した廃棄物等については、法令等を遵守し、適切に処理、処分すること。
- キ 隣接する物件や、道路、公共施設等に損害を与えないよう留意し、工事中に汚損、破損した場合の補修及び補償は、受注者の負担において行うこと。
- ク 工事中は、利用者その他からの苦情が発生しないよう注意するとともに、万が一発生した苦情その他については、受注者の責任において、工程に支障をきたさないよう適切に対応し、処理すること。
- ケ 工事現場内の事故災害の発生に十分留意するとともに、周辺地域へ災害が及ばないよう万全の対策を施すこと。

⑤ 施工後の業務

ア 受注者による竣工検査

- 1) 受注者は自らの責任において竣工検査及び設備等の試運転を実施すること。
- 2) 受注者は、必要に応じて、受注者が実施する竣工検査及び設備等の試運転に立ち会うものとする。
- 3) 受注者は発注者に対し竣工検査及び設備等の試運転の結果を報告すること。

イ 発注者による工事完成検査

発注者は、受注者による竣工検査及び設備等の試運転並びに前項の検査終了後当該設備について、受注者の立ち合いの下で、工事関係検査を実施する。

なお、受注者は、設備等の取り扱いに関する発注者への説明を、前項の試運転とは別に実施すること。

ウ 竣工図書の提出

受注者は、発注者による工事完成検査に必要な工事写真及び竣工図書等、

工事に関係する図書を発注者に提出すること。なお、提出する竣工図書については、大阪府機械・電気設備請負工事必携における竣工図書に準じるものとし、発注者と協議のうえ決定することとする。

⑥ 保険

受注者は、自らの負担により、必要と考えられる保険に加入するものとする。

(3) 賃貸借（リース）

① 賃貸借料の支払い方法

毎月払いとし、請求書受領後 30 日以内に発注者は受注者に賃貸借料を支払うものとする。

② 賃貸借契約に含まれる事項

以下の内容は賃貸借料に含まれるものとする。

ア 既設照明器具等の運搬・処理費用

イ LED 照明器具等の工事費用

ウ LED 照明器具等の灯具端末を含む制御対応器具及び設置に必要な付属品一式

エ 賃貸借金利及び保険費用（動産総合保険）

オ 保守等費用（不点灯時の対応等）

(4) 保守等

① LED 照明器具の設置後から賃貸借期間終了までの間、LED 照明器具が正常な状態で使用できるよう保守等を行うこと。

② 賃貸借期間中の受注者の責任による不点灯及び照度低下（基準値以下）は、受注者の責任及び費用負担において速やかに交換又は補修を行うこと。

ただし、原因不明の不具合等は、考えられる原因を検討のうえ、施工時の写真等を参考に発注者と受注者との間で協議を行うこと。

③ 自然災害等による LED 照明器具の不具合を補填するため、保険（動産総合保険等）に加入すること。また、LED 照明器具に不具合が生じた場合は、保険等を適用し、速やかに交換・補修等の処置を行うこと。

④ 緊急連絡先等を記載した保守管理体制を発注者に書面で提出すること。なお、保守管理体制に変更が生じた場合は、速やかに発注者に提出すること。

(5) その他

① 工事期間中は、定例打合せを実施すること。

② 必要に応じて、関係諸機関と十分に協議すること。

③ 本書に定める事項について疑義が生じた場合又は本書に定めのない事項については、発注者及び受注者の協議によるものとする。